

ジングウジ 神宮寺 珠洲郡松波に在つて、眞言宗に屬し、藩政時代の寺方帳に載せられるが、今存在せぬ。能登名跡志に、『神護寺といつて眞言宗あり。此氏神明宮の別當なり。本尊華嚴の釋迦如來、聖德太子の作也。』とある神護寺は神宮寺の誤である。

シングウジヨウ 新宮城 羽咋郡新宮に在つた。能登誌に菅原村の天神のことを記して、往時新宮の城主黒又出羽守から社領を寄進したとある。

シンクウリユウケン 心空隆玄 金澤曹洞宗寶圓寺十代の住持。生國は薩州。貞享元年九月進山し、元祿十二年七月隱居、寶永七年八月七日遷化した。

シンクタクニ 新九谷 ↓ヨシダヤガマ 吉田屋敷。

シンクチザキ しんくち崎 珠洲郡眞浦の北端から、西に向かうて斗出するもので、その長さ一〇〇米餘。

シンケゲンジュン 眞化玄淳 曹洞宗の僧。能登の人。初め龍護寺五代に住し、總持寺に昇り、その住山の位次及び諸法制を正した。後信濃の靈松寺を司り、晩年又能登に歸つた。

て、何といふものにや名を知らず。幸に氏宮の神体にせしに、この辛鮭さま、怪異をなして、後には人を取喰ふ。行基菩薩（聖徳大師といへり）と此怪異を退散有りて、大穴持命を勸請ありて、今一宮大明神といふ也。』と記する。

シンゲツイン 眞月院 加賀藩主第十代前田重教の側室渡邊氏の法號。詳しくは眞月院釋尼妙秀。

シンゲンイン 眞源院 大聖寺藩主第二代前田利明の子利昌の法號。詳しくは眞源院雄鋒紹機居士。

シンコウイン 心光院 大聖寺藩主第三代前田利直の女で、富山侯前田利興の夫人になつた富貴姫の法號。詳しくは心光院蘭室宗春大姉。

シンコウジ 眞光寺 本朝高僧傳の賀州傳燈寺沙門運良傳に、恭應運良が白山の下眞光寺に寓して居た時、衆多く瘟疫に罹つた。運良土地神（神現）が加護する能はざるを責めて之を河に投じたに、日ならずして疫が止んだと記してある。眞光寺の所在は明らかでない。

シンコウジ 眞光寺 鹿島郡佐々波に在つて、眞宗東派に屬する。

シンコウジ 信光寺 鹿島郡黒氏に在つて、眞宗西派に屬する。

シンコウライ 新高麗 ↓ヨシダヤガマ 吉田屋敷。

町季世の述作であらうと考へたものであり、或はもつと時代を引下げるべきものであるかも知れぬが、その中に加賀・能登二國の民情に就いて左の如く評してゐる。

『加賀。當國の風俗は、上下共に爪を隠して、身を密に持風なり。中にも江沼・能美別して如し。石川・川北の郡は、少し氣のびやかなり。武士の風は、をとなしやかにて、尖なる所なく、武勇の功にて秀事を不好。たゞその上の調儀を以て身を成立むと思ふなり。警ば他國に合戦ありて、これより助勢すべき事ありても、自國を全して出る事を不好。まして我持の外を望て切取などする事は、盜賊なりとて嫌へり。皆人此覺悟にて賢人の風なり。されども物事懈怠がちなる風にて、一分にしまふ氣ありとぞ。』

『能登。當國の風俗は、人の心別して狹して、警ば、他國へ一步踏出せば、渴命に及ぶべしと思へり。因之主人よりつれなく使ふといへども、外へ行事を得ずして、是非なく勤むるなり。しかれども武勇の覺悟はよしとぞ。』

ジンゴジ 神護寺 金澤城内なる東照宮に奉仕する別當の寺院で、天台宗に屬し、北嶺山と號し、それに並んで徳川家光の位牌を安置した御佛殿があつた。後に家綱・綱吉の靈をも同座せしめる筈であつたが、その位牌は當分といふことで別當所に置いてあつた。當分に秀忠の位牌のないのは、その靈廟が江戸芝の淨土宗増上寺にあるからであり、金澤に於ける遠忌も同宗の如來寺で行はれてゐる。その位置は西町若石衛門坂の下（今存如上人御廟所の在るところ）であり、十二冊御定書によれば神護寺は寛永二十年、御佛殿は寛文

二年の造營である。當寺には東照宮の供米百二十石と御佛殿の供米二十石を寄進せられ、東嶺山常照院の兼帯するところで、金澤の安住寺・最勝寺・出雲寺が下裁許をしてゐた。明治元年神佛混淆禁止の後之を廢し、出雲寺は復飾して西岡大進と稱し東照宮に神動したが、後東照宮は尾崎神社となつた。

ジンゴジリヨウ 神護寺領 石川郡豊田村・中興保が、京清水坂神護寺領であつたことは、長祿四年及び文龜二年の文書に見え、親元日記寛正十一年廿二日の條にも、『神護寺領加州豊田百姓等事云々』とある。

シンコホリ 新郡 天正八年長連龍が織田信長から、鹿島郡の一宮川以西五十九ヶ村を賜はつた。之よりその部分を半郡とも新郡とも先郡ともいふが、半郡の名が最も通用してゐた。↓ハンコホリ 半郡。

ジンゴロウカベ 甚五郎壁 白山の尾添口登路方面なる檜ノ神宮山の西南にある。石壁屏立し、雄大心目を駭かす。その東北に古伊志津免があつて、又削壁の高さ八〇米内外を有する。

シンゴロウツカ 新五郎塚 金澤城二丸御殿藩侯の居間先に、藩政前よりあつた墳墓をいふ。城内掃除の者墳上の根柢を刈る時は、鎌で怪我することがあるとて大に之を恐れた。その墓印に一株の山櫻があるのを尾山櫻といふた。加府事迹實録には、之を本源寺の墓とも、坪坂新五郎の墓とも、七里三河守の墓ともいひ、越登賀三州志來因概覽附録には坪坂伯耆の墳であらうと論じてゐる。明治十四年一月二丸の殿閣焼亡し、三月焼灰を除きたるにこの地から枯骨が出た。因つて西本願寺

二年の造營である。當寺には東照宮の供米百二十石と御佛殿の供米二十石を寄進せられ、東嶺山常照院の兼帯するところで、金澤の安住寺・最勝寺・出雲寺が下裁許をしてゐた。明治元年神佛混淆禁止の後之を廢し、出雲寺は復飾して西岡大進と稱し東照宮に神動したが、後東照宮は尾崎神社となつた。

『加賀。當國の風俗は、上下共に爪を隠して、身を密に持風なり。中にも江沼・能美別して如し。石川・川北の郡は、少し氣のびやかなり。武士の風は、をとなしやかにて、尖なる所なく、武勇の功にて秀事を不好。たゞその上の調儀を以て身を成立むと思ふなり。警ば他國に合戦ありて、これより助勢すべき事ありても、自國を全して出る事を不好。まして我持の外を望て切取などする事は、盜賊なりとて嫌へり。皆人此覺悟にて賢人の風なり。されども物事懈怠がちなる風にて、一分にしまふ氣ありとぞ。』

『能登。當國の風俗は、人の心別して狹して、警ば、他國へ一步踏出せば、渴命に及ぶべしと思へり。因之主人よりつれなく使ふといへども、外へ行事を得ずして、是非なく勤むるなり。しかれども武勇の覺悟はよしとぞ。』

ジンゴジ 神護寺 金澤城内なる東照宮に奉仕する別當の寺院で、天台宗に屬し、北嶺山と號し、それに並んで徳川家光の位牌を安置した御佛殿があつた。後に家綱・綱吉の靈をも同座せしめる筈であつたが、その位牌は當分といふことで別當所に置いてあつた。當分に秀忠の位牌のないのは、その靈廟が江戸芝の淨土宗増上寺にあるからであり、金澤に於ける遠忌も同宗の如來寺で行はれてゐる。その位置は西町若石衛門坂の下（今存如上人御廟所の在るところ）であり、十二冊御定書によれば神護寺は寛永二十年、御佛殿は寛文

二年の造營である。當寺には東照宮の供米百二十石と御佛殿の供米二十石を寄進せられ、東嶺山常照院の兼帯するところで、金澤の安住寺・最勝寺・出雲寺が下裁許をしてゐた。明治元年神佛混淆禁止の後之を廢し、出雲寺は復飾して西岡大進と稱し東照宮に神動したが、後東照宮は尾崎神社となつた。

『加賀。當國の風俗は、上下共に爪を隠して、身を密に持風なり。中にも江沼・能美別して如し。石川・川北の郡は、少し氣のびやかなり。武士の風は、をとなしやかにて、尖なる所なく、武勇の功にて秀事を不好。たゞその上の調儀を以て身を成立むと思ふなり。警ば他國に合戦ありて、これより助勢すべき事ありても、自國を全して出る事を不好。まして我持の外を望て切取などする事は、盜賊なりとて嫌へり。皆人此覺悟にて賢人の風なり。されども物事懈怠がちなる風にて、一分にしまふ氣ありとぞ。』

『能登。當國の風俗は、人の心別して狹して、警ば、他國へ一步踏出せば、渴命に及ぶべしと思へり。因之主人よりつれなく使ふといへども、外へ行事を得ずして、是非なく勤むるなり。しかれども武勇の覺悟はよしとぞ。』